

# 幼児教育・保育の無償化のお知らせ

3歳児から5歳児までの幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子どもの保育料が無償化されました

- ◆3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償化
- ◆0歳児から2歳児までの子どもは、住民税非課税世帯が対象
- ◆幼稚園・認定こども園の教育利用については、満3歳児から対象

➡ 無償化にあたり、新たな手続は必要ありません。

※子どもが2人以上いる場合は、保育所等に入所している最年長の子どもを第1子と数え、保育料を算定します。

※ただし、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢を問いません。

※行事費、通園送迎費等は、保護者負担となります。

- ◆1号認定で、保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもの預かり保育利用料が、月額11,300円(※)まで無償化

※利用日数に応じて上限額は変動します。(1日あたりの上限は450円)

※住民税非課税世帯の満3歳児クラスの子どもは、月額16,300円まで無償化されます。

※住民税課税世帯の満3歳児クラスの預かり保育利用料は、無償化の対象外です。

➡ お住まいの市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

## 「保育の必要性の認定」とは？

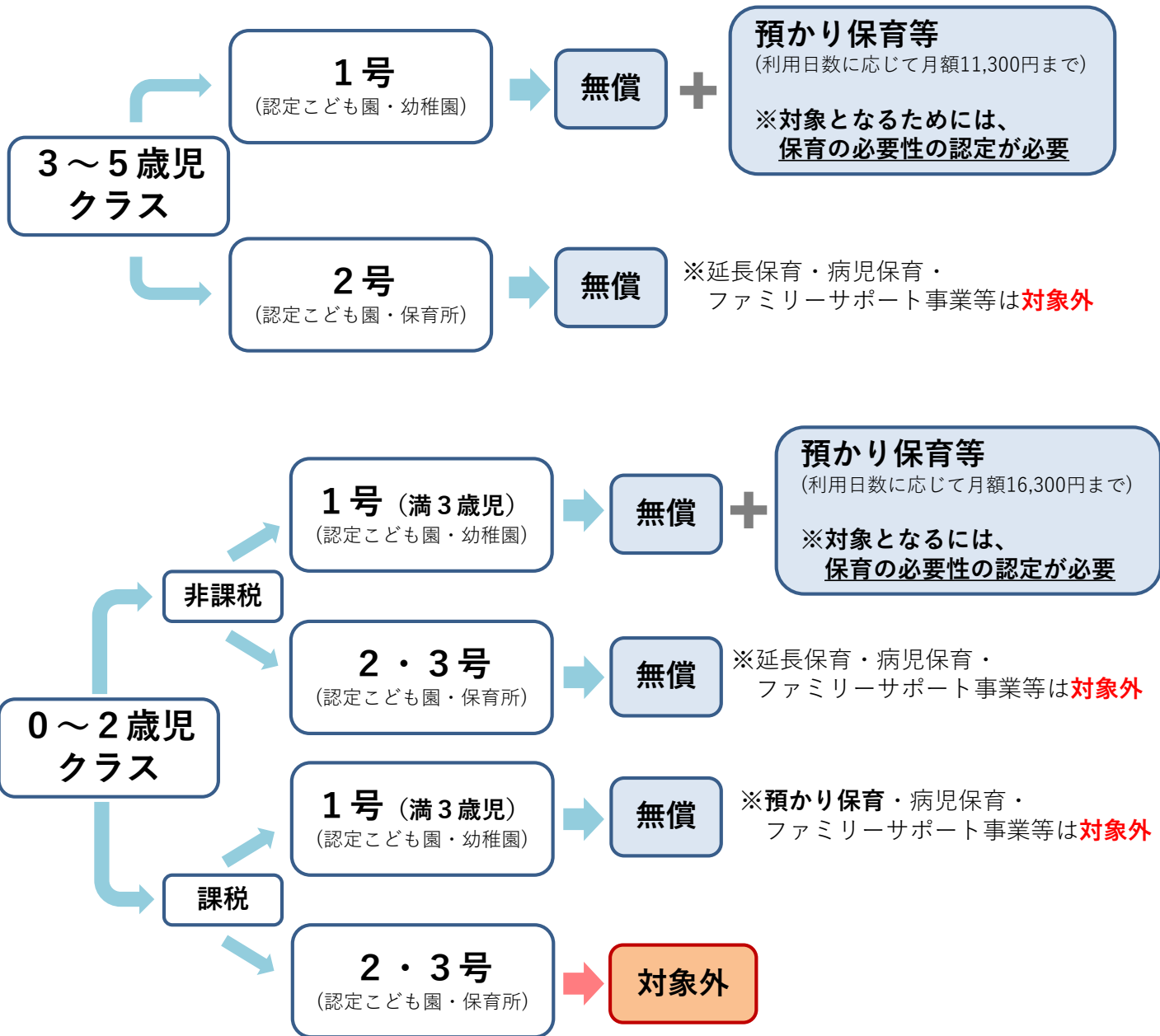
次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市が認定することです。

①就労、②妊娠・出産、③保護者の疾病・障害、④同居または長期入院等している親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学 等の認可保育所の利用と同等の要件

## 預かり保育利用料が無償化の対象となるための手続

- 【必要書類】 ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書  
・就労証明書・保育を必要とする申立書（父・母いずれもの提出が必要）
- 【配布場所】 ・必要書類は、幼保連携課（西脇市役所1階）で配布しています。  
また、西脇市のホームページからもダウンロードしていただけます。
- 【申請方法】 ・必要書類を、幼保連携課（西脇市役所1階）にご提出ください。  
※**利用月の前月中に必ず手続をお願いします。**

# 幼児教育・保育の無償化 対象者チェックシート



## 【問合せ先】

無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について  
西脇市教育委員会 幼保連携課(ようほれんけいか)

TEL: 0795-22-3111(内線1161)

